(2)　当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(3)・(4)　［略］

チ・リ　［略］

十一　［略］

十二　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第七項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ～ヘ　［略］

ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継相続人」という。）であること。

(1)　［略］

(2)　当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が七十歳未満で死亡した場合又は当該中小企業者の代表者が当該相続の開始の直前において、第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更の確認又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(3)・(4)　［略］

(2)　当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(3)・(4)　［略］

チ・リ　［略］

十一　［略］

十二　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第七項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ～ヘ　［略］

ト　当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該中小企業者が定めた二人又は三人までに限る。以下「第一種特例経営承継相続人」という。）であること。

(1)　［略］

(2)　当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

(3)・(4)　［略］

(5)　当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(6)・(7)　［略］

(8)　当該中小企業者の代表者の被相続人が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。

チ　［略］

十三　［略］

十四　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第九項において読み替えられた同条第七項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ～ヘ　［略］

(5)　当該中小企業者の代表者が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の二第二項の規定による報告の確認があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例後継者であること。

(6)・(7)　［略］

(8)　当該中小企業者の代表者の被相続人が第十七条第一項第一号の確認（第十八条第一項若しくは第二項の規定による変更又は第十八条の二第二項の規定による報告があったときは、その変更又は報告後のもの）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特例代表者であること。

チ　［略］

十三　［略］

十四　当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であって、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において、代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈（当該相続に係る相続税申告期限が、当該中小企業者に係る法第十二条第一項の認定（第十一号又は第十二号の事由に係るものに限る。）の有効期限までに到来するものに限る。）により取得した当該中小企業者の株式等（次条第九項において読み替えられた同条第七項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ～ヘ　［略］